

2021. 7. 13 第46回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第46回口頭弁論期日が終わりました。

先日の伊豆山地区での土石流による被害は甚大でした。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに行方不明の方々のできる限り早い発見もお祈りいたします。今回の被害は、大雨がきっかけではありましたが、盛り土等の影響もあったということなら人災でもあります。2011年3月の福島第1原発の事故も地震と津波という自然災害だけが原因ではなく、人災という面からの原因究明が続けられています。

さて、前回の期日は4月27日でした。2011年3月の福島第1原発の事故を受けて、政府が浜岡原発の全炉の停止を要請し、同年5月14日、中部電力が全炉の運転を停止しました。それから10年経ちました。今年5月中旬には、マスコミ各社が停止10年ということで特集を組んでいました。中日新聞の記事では、中部電力が10年間に浜岡原発の維持のために支出した金額は1兆391億円とのことです。10年という時間の経過は、多くの人々から福島第一原発の事故の悲惨さを忘れさせているようです。中日新聞による御前崎市民アンケートでは、再稼働に賛成は43.3%、反対は39.2%だったといます。10～20代では、賛成が50%、分からないが50%だったといます。若い世代に、福島第1原発の事故の悲惨さが伝わっていないようです。逆に、中部電力がテレビCMや市民へのダイレクトメールで、原発の利点を伝え、浜岡原発の安全対策が十分だということ伝えて続けているので、多くの市民は、再び、安全神話を信じつつあるようです。福島第1原発の事故はまだ終わっていないことを多くの市民に分かってもらわないといけません。原発の事故は、決して他人ごとではないということを知ってほしいといけません。先月行われた静岡県知事選挙でも、浜岡原発は争点になりませんでした。中央構造線、糸魚川—静岡構造線やフォッサマグナの存在から、リニアの大井川上流部での工事が大きな争点になっていました。駿河湾トラフから西に延びているのが南海トラフですし、南海トラフ巨大地震の想定震源域の北側が中央構造線です。そのような大断層帯にある原発を再稼働させてはならないことは、自明の理のはずです。多くの市民の皆様を理解してもらわなければなりません。私たちのこの訴訟も、提訴から10年になりました。当初こそ、市民向けの集会を何度も開き、浜岡原発の危険性、使用済み燃料の処分地がないこと等を訴えてきましたが、最近、そのような集会をもてていないことを反省しています。脱炭素社会の実現のためには原発の再稼働が必要だという政府側の宣伝に負けてはなりません。CO₂よりも放射性物質の方がより大きな環境負荷です。放射性物質をこれ以上作り出し

てはならないということをもっと大きな声で訴えていかないといけないと考えています。

今年の3月に「静岡県人権・地域改善推進会」という団体が「人権の視点で考える震災」という調査研究報告書をだしました。浜岡原発の問題点が書かれています。原発の発電コストのこと、避難計画のこと、浜岡原発の技術的な問題点などを考慮すれば、浜岡原発は再稼働させるべきではないことが明らかです。

去る7月9日の中日新聞夕刊には、2014年5月21日に大飯原発3,4号機の運転差止判決を出した樋口元裁判官のインタビュー記事が載りました。「原発の本当の危険性を知ってしまうと、政府や最高裁に付度などできない」ので、運転の差し止めを認めることに迷いはなかったということです。樋口元裁判官は静岡地裁での勤務経験もある方です。裁判官を定年退職した後は、喫緊で最重要な原発問題に専念したいとして弁護士登録はしていないとのこと。

私たちは、廃炉の方法について検討中です。解体撤去という方法が本当にいいのかどうか、まだ、検討しています。そして、本日は、クリフエッジについて、中部電力の検討結果を明らかにするように再度釈明を求めました。クリフエッジとは、いわば、「どこで大きな変化が起きるか」という基準点のことですから、その値がどうであるかは、原発の安全性を判断するうえでは、どうしても分かっていなければならない値のはずです。中部電力は、これを明らかにすべきです。

原発の再稼働を認めるかどうかは、人権問題です。私たちの訴えが人権問題であるということを裁判所が認め、上級裁判所や政府に付度することなく、判断してくれることを期待します。まだまだ先が長い訴訟です。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘